第16回教育委員会

平成30年7月24日 午後3時30分 本庁舎屋上会議室

議 案

報告第8号 平成31年度使用教科用図書採択にかかる答申について

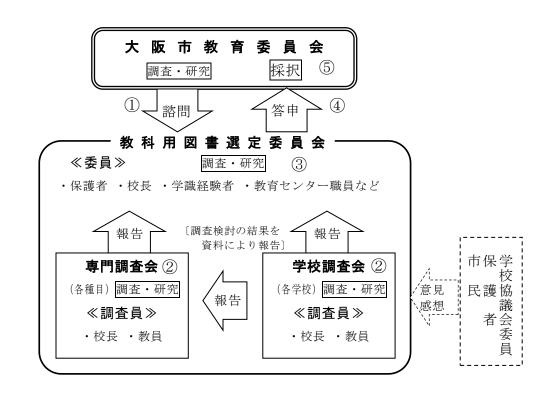
平成31年度使用教科用図書の採択について(義務教育諸学校)

1 基本方針

- ① 義務教育諸学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならない。
- ② 今年度においては新たに、咲くやこの花中学校及び水都国際中学校を含む大阪市立中学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書の採択を行う。
- ③ 新たに採択する教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「教科用図書選定委員会」という。)の厳正かつ公正な調査・研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。
- ④ 教育委員会は、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。
- ⑤ 市立中学校の「特別の教科 道徳」を除く平成31年度使用教科用図書及び、 市立小学校の平成31年度使用教科用図書については、平成30年度使用教科用図 書と同一の教科書を採択する。

2 採択の仕組み

- ① 教育委員会が教科用図書選定委員会を設置し、選定について諮問教育委員会も並行して調査・研究
- ② 各調査会による調査・研究並びに選定資料の作成
- ③ 各調査会の報告に基づき、教科用図書選定委員会が調査研究を実施
- ④ 教科用図書選定委員会が教育委員会に答申
- ⑤ 教育委員会において採択



平成31年度使用教科用図書の採択について(高等学校)

1 基本方針

- ① 学校が使用する教科用図書については、教科用図書検定調査審議会の答申に 基づき、文部科学大臣が検定を行う。
- ② 高等学校において教科用図書を使用する場合、学校教育法第34条及びその準用規定である同法第62条により、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中から採択しなければならない。
- ③ 文部科学省検定済教科書あるいは文部科学省著作教科書がない場合については、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第89条により、他の適切な教科用図書を使用することができる。
- ④ 高等学校で使用する教科用図書については、「大阪市立高等学校教科用図書 選定調査会要綱」に基づいて設置された教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、 教育委員会において採択する。

2 採択の仕組み

- ① 教育委員会は、要綱に基づき、各学校に選定調査会の設置を命じる。 (委員長は原則として校長)
- ② 教育委員会は、選定調査会に対し、保護者等の意見を聴取するよう命じるとともに、公正確保の徹底及び児童・生徒の実態や多様な学科の教育課程に合う教科用図書の調査研究を命じる。

(公正確保に関する通知及び教科書目録の送付)

- ③ 各学校の選定調査会は調査研究をとりまとめ、その選定理由を示すとともに、 複数の教科用図書の特徴を答申に加えるなどして、教育委員会に答申する。
- ④ 教育委員会で採択する。

